

のこす・あつめる・まもる・ひらく

長崎の近現代資料の保存・公開をもとめる会ニューズレター
第1号(2020・4・5)

発行:長崎の近現代資料の保存・公開をもとめる会

〒851-0193 長崎市網場町 536 長崎総合科学大学内 木永勝也研究室気付

電話・FAX 095-838-4468 メール:nagasaki_kingendai@yahoo.co.jp (連絡はメールが確実です)

「もとめる会」発足のごあいさつ

山口響(呼びかけ人、「長崎の証言の会」運営委員)

2019年9月17日、長崎県内在住の呼びかけ人7人によって、「長崎の近現代資料の保存・公開をもとめる会」(略称:もとめる会)が発足しました。この呼びかけに応じて、わずかの間に多くの方々が会の趣旨に賛同され、2020年3月現在、114人の方が賛同人として名を連ねています。長崎県外の方々が多いのが特徴です。

呼びかけ人がこうした活動を始めたのには、いくつかの理由があります。

直接的には、呼びかけ人の一部が私的に開いていた、長崎原爆に関する定期的な学習会がきつ

けでした。文献購読を進める中で、長崎原爆については一次資料があまりにも少ない、という問題を私たちは痛感するようになったのです。

広島原爆に比べると、長崎原爆に関する研究はそれほど多くないのですが、これには、長崎原爆については多くの資料が残されていない、という事情もあずかっています。広島市や広島県、広島大学には文書館があるのに対し、長崎にはそういった施設はまったくありません。また、長崎というと、海外との交流が華やかであった近世史までは多くの注目を集めるのですが、近現代史に対す

寄付のお願い

目標金額: 10万円

当会は会費制をとっていないため、会の運営は皆さまからの寄付が頼りです。すでに、印鑑作成など、会の立ち上げに伴う実費が発生しており、今後もシンポジウム開催などのための支出が見込まれます。少額でも結構ですので、以下の口座までカンパをお願いいたします。

<郵便振替口座>

名称:長崎の近現代資料の保存・公開をもとめる会

記号番号: 01770-5-151794

店名 一七九(イチナナキユウ)店 当座 番号: 0151794

る関心は相対的に弱く、したがって資料保存もそれほど熱心には進められてきませんでした。

のちに呼びかけ人になる私たちは、「長崎に関しては資料が少ないよね」と愚痴りつつも、実際に何らかの行動をとってきたわけではありませ

ませんでした。しかし、時はすでに、被爆・戦後 74 年。被爆者や戦争体験者は次々と鬼籍に入り、彼らが遺した資料の多くが、遺族の手によって捨てられている現実があります。「このまま手をこまねいていてよいのだろうか？ 資料の有力な預け先となる公的機関があれば、遺される資料も多かったのでは？」と自問しないわけにはいきま

せん。そこで私たちは昨年 9 月、ようやく「もとめる会」を立ち上げるに至ったわけです。しかし、原爆問題だけではいかにも狭いので、その他の分野に関心を持つ研究者の方々にも加わっていただき、近現代史全体を対象と定めたいうえで、最終的には呼びかけ人 7 人で開始することになりました。

しかし、これでも、活動開始が遅きに失したのではないかとの後悔があります。

本誌の 2 ページ以降で触れるように、長崎県立長崎図書館を「ミライ on 図書館」および「郷土資料センター」という 2 つの新組織に分割する制度設計はあらかじめ終了した後であり、あと数年早く私たちが動き出していれば、もっと充実した資料保存の体制を作らせることができたかもしれませ

ん。また、長崎県庁建て替え・引っ越しもすでに完了し、この間に棄てられた公文書も山ほどあったはず。これもまた、私たちの活動があと数年

<目次>

「もとめる会」発足のごあいさつ	1
長崎県への公開質問状提出と県との折衝について	3
活動日誌	5
賛同人のリレーコラム 第 1 回 大沼淳一さん	6
要人記者会見・議会報告	7
会計報告、メディアでの報道	8
【付録】公開質問状への長崎県からの回答	9

早ければ、と悔やまれるところです。

さらに、被爆 74 年ではなく被爆 60 年の時点で活動が始められていたら、どれだけの資料が守られただろうか、など、考えれば切りがありません。

このように後悔だらけの私たちですが、それでもなお、目の前には問題が山積しています。

県の「郷土資料センター」が実際に開所するのは 2021 年の予定です。地域資料と公文書を同じ組織で扱うというこのレアケースがどんな形で展開していくのか、しっかりと監視し、具体的な提言をしていかねばなりません。長崎市庁舎も 2022 年を目標に建て替えが進行中であり、この間に重要な公文書が破棄されないようにチェックしていく必要があります。原爆資料館が手持ちの資料を市民にほぼ公開していないという問題もあります。さらに、長崎県や県内の自治体のどれひとつとして公文書管理条例を持たず、公文書館(的機能)もほぼ有していないという重大な欠陥があります。

このように、私たちのような小所帯には手に余る難題がいくつもあります。県外の皆さんからのご意見や助言、批判などもいただきつつ、ひとつずつ事態を打開していきたいと考えています。

ともに頑張っていきましょう。まずは、身近で「もとめる会」のことを広めてください。そして可能なら、カンパもぜひ。

長崎県への公開質問状提出と県との折衝について

2019年11月6日、「もとめる会」では、長崎県が2021年度を目指して新設予定の「郷土資料センター」(仮)に関して、県に公開質問状を提出しました。

長崎県にはもともと「長崎県立長崎図書館」がありましたが、建物の老朽化・狭隘化に伴って新築が計画されました。図書館本体は、大村市に移転したうえで大村市立図書館と一体化させた「ミライ on 図書館」として2019年10月に開館の運びとなる一方、長崎県立長崎図書館内にあった「郷土課」は長崎市内に残されて「郷土資料センター」として再出発することになっています。今回の質問状はこの後者に関するものです。

県立図書館を2つに分離したことも異例ではありますが、さらに異例なのは、「郷土資料センター」が民有の地域資料の収集にあたるだけではなく、「公文書コーナー」を併設する計画になっている点です。しかし、同センターの行く末については不透明な点が多く、呼びかけ人としては、当会の発足にあたって、まずはこの問題に焦点を絞ろうと考えました。

長崎県からは12月25日に回答があり、同日に、県の関係者と懇談を行ったうえで、県庁にて記者会見も開きました。以下では、この日の行動に参加した友澤悠季さんと四條知恵さんに、その感想を寄せていただきました。また、当日参加はされませんでした。コンペル・ラドミールさんからも一言寄せていただきました。

なお、9ページ以降に、質問事項と県からの回答を掲載しています。

郷土資料センターへの期待と不安

友澤悠季(呼びかけ人、長崎大学環境科学部教員)

わたしたちの質問状には、おおまかには地域資料をめぐる項目と、公文書をめぐる項目が含まれています。県との懇談には、長崎県教育庁生涯学習課新県立図書館整備室(以下、整備室)と、長崎県総務部総務文書課(以下、総務文書課)という二つの部署から出席がありました。

公開質問状の1をめぐる整備室とのやりとりでは、郷土資料センターの機能の具体化に向けた議論はまだこれからという状況が明らかになりました。

た。ハコについては建築関係の専門家の意見は取り入れてきたそうですが、どのような機能(ソフト面)をもたせるかの開かれた意見交換の場はいままでないとのことで、歴史研究者や一般県民もまきこんだ形での審議会や懇話会の設置が早急に求められます。とくに私自身は、近現代における民間の地域資料をぜひ郷土資料として積極的に収集してほしいと願うものですが、質問状2への回答を見ても具体的にどのように集めるのかのイメージが乏しく、職員についても従来の郷土課職員を増やす予定もいまのところないと聞き、不安が残りました。せっかくハコを新しくするのであれば、民有資料の寄贈を希望した県民が「あそこに相談すれば安心だ」と思えるような郷土資料セン

ターになってほしい、そのために将来的には、近現代資料に関する専門知識を備えた職員の方の配置がのぞまれます。印象的だったのは、「地域資料」というとたとえばどのようなものが考えられるのか？」といった趣旨の質問が先方からあったという事実で、県庁のなかにいる職員はぜひ外へ出て実情を知ってほしい、逆に民間からは具体的な紹介と要望を臆せず伝えていく必要があると痛感しました。埼玉県立文書館や、尼崎市立地域史料館、この3月に視察した天草市立天草アーカイブズなど、地域史料においても公文書においても興味深い取り組みは多くあるので、ぜひ長崎県もそうした他地域に学んで取り入れてほしいと願います。

廃棄されてきた長崎県の公文書

四條知恵（呼びかけ人、長崎大学多文化社会学部客員研究員）

公開質問状の4-（6）では、県が2000年度に定めた「歴史的文書（歴史的価値を有すると認められた公文書）等の収集及び保存に関する要領」により選別・収集した同文書の件数を確認するため、①年度ごと、②県の各部局・委員会などの組織別の件数を尋ねました。公文書の収集・保存の現状

を知るための最も基本的な質問です。しかしながら、県から明確な回答が得られなかったため、意見交換の際に再度質問し、不十分ではあるものの、「現在、歴史的文書はファイル数で約1500冊あり、去年は県庁の移転に伴い確定作業ができなかったため、200冊ほど移管を保留している」という補足説明を得ました。要領は定めたものの、「歴史的文書」としていたものを一部現用文書に戻した経緯もあり、①②ともに件数が把握できていないということのようです。また、今後の年間の収集・選別件数を100～150冊程度と見込んでいるという発言もありました。広島県立文書館の刊行物・電子文書を除く収蔵行政文書の総数は、62,123冊、うち平成30年度の選別・収集件数は1,852冊です。未だ選別・収集件数すら確定できない長崎県の現状とは、大きな開きがあります。

この現状を鑑みる時、約1時間半の意見交換を経た上での担当課長の「我々としては県の公文書はしっかり管理できているのではないかと思っている」という発言は、印象的でした。まず、現行の県の収集・保存・整理・公開という公文書の管理サイクルに大きな問題があるという認識を、県民の間に喚起していきたいと思っています。

シンポジウム延期のお詫び

3月7日（土）に予定していたシンポジウム「失われつつある長崎の近現代資料—私たちにできることは？」は、新型コロナウイルス感染予防のため、延期することにしました。一部の賛同人の皆さま方には、ご案内を差し上げる以前に延期を決定せざるをえなかったことをお詫び申し上げます。次の開催時期は未定ですが、少なくとも、6月以降になるものと思われれます。

公文書「コーナー」の役割について

コンペル・ラドミール（呼びかけ人、長崎大学多文化社会学部教員）

今回の質問状は研究者同士が発端となって準備されたものです。長崎について知りたい研究者は、調査するにあたって二つの情報源を重要視しています。ひとつは図書館、もうひとつは公文書館です。図書館では地域の歴史や生活についての解説書や伝記などを頼りに学習し、新聞を参考にその時代の日常について情報を集めます。しかしどれだけ解説書や新聞を読んでも、その時の実情について知ることはできません。これにはさらに綿密な調査が必要です。住民や当事者の日記、団体の会議録などを参考にする必要があります。

もう一つの情報源、すなわち公文書館の役割は、このような資料を提供するところにあります。一定の地域には様々な個人や団体が存在しますが、これらの活動が新聞で紹介されるのはごくまれな時に限ります。しかしそれぞれは地域に重要な貢献をしています。主要な団体は県と市町村の行政組織です。近代行政の活動は具体性と精密性を必要とし、これには必ず「文書」が欠かせません。毎日多くの行政文書が作成され、県民への行政サービスの下地となっています。地域を知るには図書や新聞以上に欠かせない情報源です。もちろん「個人情報」や「組織の秘密」の問題はありますが、それを情報公開審査や時間の経過が解決してくれます。研究者にとって重要なのは、ミクロから地域の実情を把握することです。被爆地長崎に馴染みの深い原爆の製造や投下についての情報も、関連

する膨大な行政資料が公文書として保存され、研究者に公開されたからこそ、判明しているのです。参考書や新聞をいくら読んでも、公文書館で保存された文書なしには把握できなかった情報の一例です。今日では特異な例に見えますが、当時としては、シアトルの港湾整備や戦災者への医療費割当等と何ら変わらない、一般行政の日常的な機能を記した文書です。公文書館には一般行政以外にその他の団体や住民から集められた資料も多くあり、研究者にとって地域の日常を知る上で重要な情報源です。

このように、今回の質問状は、以上の図書館と公文書館の分類に照らしてみると、長崎県は地域の情報機能を新設図書館の「公文書コーナー」で十分果たせないのではないかという研究者兼県民同士の懸念を表したもののなのです。

活動日誌（2019年9月～20年3月）

2019年

8月28日 第1回呼びかけ人会議

9月17日 会の発足

11月6日 郷土資料センターについて、長崎県に公開質問状を提出

12月25日 上記への県からの回答。長崎県庁にて記者会見。

2020年

1月9日 第2回呼びかけ人会議

2月10日 第3回呼びかけ人会議

3月4日 天草市立天草アーカイブズ視察

3月7日 この日予定していたシンポジウムを新型コロナウイルス対策の関係から延期

3月10日 第4回呼びかけ人会議

※100人を越える「もどめる会」の賛同人の中には、さまざまな経験をしてきた方がいます。この「賛同人のリレーコラム」は、広い意味で資料の保存・公開に関わってきた経験を披露していただくコーナーです。文書館・図書館・博物館など、どんな種別の機関であっても、公的機関・民間団体・個人いずれの活動であってもかまいません。資料の種類も、文書やモノ資料など、さまざまでしょう。この欄が、互いの活動を刺激し合えるようなものになることを願っています。原稿をお寄せになりたい方は、事務局までご連絡を。

賛同人のリレーコラム

第1回 大沼淳一さん(名古屋市在住)

愛知県は工業出荷額日本一を42年間独占する大県である。48兆余円は全国シェア14.7%で、2位の神奈川県の18兆円に大きく水をあけている。名古屋市もまた人口230万人は全国4位、企業会計を含めれば財政規模は年間2兆8千億円(2019年度)のメガシティである。しかし、どちらにも自然誌(史)博物館はない。

一方、全国を見渡せば参考とすべき博物館はたくさんある。大阪市立自然史博物館(学芸員13名)、兵庫県立人と自然博物館(研究員30名、但し県立大学との兼務を含む)、千葉県立中央博物館、神奈川県立生命の星・地球博物館(学芸員20名)、滋賀県立琵琶湖博物館など。岐阜県立博物館や三重県立博物館にも自然史博物館機能が備わっている。

愛知県内の植物分類や昆虫学、あるいは地質の専門家などが集まって、東海銀行の資金援助を得て刊行したのが、「東海の自然史」(1990)である。東海地方在住の24人の研究者によって執筆された400余頁におよぶ立派な自然史図鑑である。これらの人々の多くは県や市の各種環境系審議会の委員を務め、動植物調査の主力となっている。レ

ッドデータブックの編纂にあたった方も少なくない。しかし、自然史(誌)博物館は出来なかった。牧野コレクションに次ぐと言われる植物標本を遺した市井の植物学者・井波一雄の標本は千葉県立中央博物館に収蔵された。本人が物故するとゴミになってしまう貴重な標本は他にも沢山ある。

2010年、第10回生物多様性条約締約国会議(COP10)が名古屋で開催されることになった。筆者を含めて10人ほどのメンバーが、この機に乗じて名古屋市に自然誌(史)博物館を造らせようと、名古屋市長に宛てて提言書を起草した。COP10への協力の見返りである。環境局幹部らが各地の有力自然史博物館を視察に出かけるなど、良い流れとはなったが残念ながら博物館は実現せず、代わって名古屋市生物多様センター(職員数10名)が誕生した。提言に盛り込んだ学芸員はゼロ、わずかに嘱託専門員2名。博物館とは似ても似つかぬ施設であるが、筆者はこの施設と連動して活動する「名古屋市生物多様性協議会」幹事として活動している。

要人記者会見・議会報告

田上富久・長崎市長 定例記者会見

(2019年11月18日)

記者(朝日新聞):2つあって、1つが、戦後資料の管理と保存について、ちょっと市長のご意見をお伺いしたいんですけども、9月に、研究者の方たちで、長崎の近現代資料の保存・公開を求める会というのが立ち上がって、広島には公文書館が複数あるのですが、長崎に一つもないという、そういう保存体制の弱さとか指摘されていると思うんですけども、そのあたりについての市長の認識と、あと、来年の被爆75年に向けて、そういった資料の管理体制への取組みは何か強化されるお考えなどあるかどうかをお願いします。

田上市長:戦後史の保存についての公文書館の必要性についてですが、新長崎市史を4巻編纂したわけですけども、その中でも、収集したいろいろな資料についての保存についての議論がありました。現状では、公文書館的なものというのは、長崎市は持っていないわけですけども、そういう意味では、最低限の資料を今、保存しているという状況にあります。そういう意味では、長崎、歴史のあるまちとして、課題の一つであるというふうに考えています。

ただ、75周年に向けてという分について言いますと、原爆資料館等の資料の分について、また、今後も収集作業は当然力を入れてやっていく必要はありますし、むしろ、被爆者の皆様方が少なくなる中で、資料が語る、伝えてくれるものの役割というのは大きくなっていると思いますので、そういう意味では、被爆に関する資料収集等については、より力を入れて、75周年を機に取り組んでいく必要があるというふうに思っています。

中村法道・長崎県知事 定例記者会見

(2019年12月27日)

○記者(朝日新聞社) 来年の秋に建設が始まる新県立図書館の郷土資料センターと、歴史的公文書の管理に関する知事の視点についてご質問します。

長崎県内に公文書館がありませんが、昨年11月議会で設置の予定を尋ねられた当時の総務部長が、郷土資料センターの公文書コーナーに、公文書館の機能を持たせるといふふうに答弁なさっています。

ところが、現在明らかになっている計画では、公文書コーナーに専門資格を持つ専任職員を置くことは想定せず、資料の保管スペースも110平米と、広島の文書館の1,300平米の10分の1以下になっています。

これに対して、歴史研究者でつくる県内の団体から、保存体制に不安が残り、貴重な資料が散逸してしまう危険があるというふうに声が上がっています。

郷土資料センターは教育庁の管轄ですが、知事にぜひお答えいただきたいのですが、戦後75年を控えて、生きている人から証言を得ることが難しい時代に入らなれど、県民が今、資料を残すことの大切さを訴えているわけですが、知事は、歴史的公文書を積極的に集めて保存するおつもりはありますか。

というのと、郷土資料センターの建設をその契機にするおつもりがあるのかどうかというのを教えてください。

○知事 公文書館をどういった範囲で、どのような形で収集、保存、整備していくのかというのは非常に重要な課題であると思っておりますが、先ほどおっしゃったように規模が小さいというご指摘をいただきましたけれども、長崎県の場合、旧庁舎が焼失してしまっていて、ほとんど公文書がなくなってしまうという歴史的な経過もありまして、保存、整備すべき公文書が、他県とはちょっと異なるという実情があります。

ただ、これからの保存、収集、整備のあり方については、ちょっと私も細かな方針まで承知しておりませんので、そこら辺はどうですか。

○総務文書課長 現在、歴史的な文書について収集を重ねていってございまして、令和3年度のオープンに合わせて、しっかり県民の皆様にご覧いただけるように、目録をつくったり、検索しやすいような資料をつくったりと、今、準備をしているところでございます。

職員の配置等については、他県の類似施設の利用状況から見て、県民サービスと費用対効果等を考えた場合には、専任の職員を置くまではないと考えてございまして、ただ、オープン後に、その利用

状況を見て、それはまた検討すべき状況かなと思っております。

公文書コーナーということで、資料は現時点で、先ほど知事が申し上げましたとおり、他県とは状況が違うんですけれども、しっかり、県民の皆様が利用しやすい施設になるように、今後準備していきたいと考えております。

○記者（朝日新聞社） 知事に確認なんですけれども、しっかり収集して保存して公開するというおつもりはあるという理解でよろしいでしょうか。

○知事 ええ、歴史的に大変重要な文書などについては、しっかり保存し、また、県民の皆様方の財産として管理していく必要があるのではないかと思っているところです。

○記者（朝日新聞社） 郷土資料センターの公文書コーナーに、公文書館の機能を持たせるという認識は、知事もお持ちでいらっしゃいますか。

○知事 先ほど申し上げたように、公文書館というのを改めて整備するかどうかというのは、とりあえず郷土資料センターの中でそういったスペースを確保し、まとまった形で新たな施設の整備が必要になってきて、あるいは、県民の皆様方が利用される際に不便を来すというようなことがあれば、そういった施設としての機能整備も検討する必要があるのではないかと、こう考えているところでありますけれども、先ほど申し上げたように、非常に規模自体がですね、なかなか、これまでの公文書の大半が焼失してしまっているという状況でありますので、できるだけ残された資料をフルに活用していくという考え方で、そういった機能整備を進めていこうと思っております。

会計報告（2019年9月～20年2月）

<支出>

印鑑 5,920円

ゴム印 2,480円

スタンプ台、領収証、封筒 330円

切手 3,560円

計 12,290円

（とりあえず、呼びかけ人が立て替え）

※カンパをお願いします！

くわしくは1面。

メディアで紹介されました

- 2019年8月9日 朝日新聞長崎版
「のこす」の現場④ 遺品・文書
- 2019年10月9日 長崎新聞
近現代資料の保存・公開を 「もとめる会」発足
- 2019年11月9日 毎日新聞長崎版
ナガサキ平和リレー284 県内に公文書館設置を
- 2019年11月12日 朝日新聞長崎版
大戦前後の記録 収集・公開を
- 2019年11月13日 長崎新聞
「郷土資料センター」で質問状
- 2019年11月14日 朝日新聞長崎版
38年前、被爆信徒の語り変えた 長崎大・四條知恵研究員
- 2019年11月30日 読売新聞長崎版
市民ら県などに公開質問状提出 郷土資料センター巡り
- 2019年12月26日 NHK長崎
「郷土資料センター」さらなる検討を
- 2019年12月26日 長崎新聞
郷土資料センター公文書保存 専門職不在
「不安残る」 県の回答受け もとめる会
- 2019年12月26日 朝日新聞長崎版
「歴史的な文書保存に不安」
- 2019年12月28日 朝日新聞長崎版
郷土資料センター巡り知事 公文書館スペース「とりあえず確保」
- 2020年1月8日 長崎新聞
論説 郷土資料保存の行方は（県内文化展望）
- 2019年2月19日 長崎新聞
近現代資料 保存・公開もとめる会 長崎で
来月7日シンポ
- 2020年2月25日 東京新聞
2020年 核廃絶の「期限」⊕ 原爆資料 散逸の恐れ
- 2020年3月8日 読売新聞長崎版
郷土資料の収集「不十分」 近現代分 市民団体訴え

※もし抜けているものがありましたら、お知らせください。

31教生図 第30号
31総文 第16号
令和元年12月25日

長崎の近現代資料の保存・公開をもとめる会 様

長崎県教育庁生涯学習課新県立図書館整備室長



長崎県総務部総務文書課長



長崎県「郷土資料センター」に関する公開質問状について

11月6日付け質問のありました事項について、別紙のとおり回答いたします。

1. 「郷土資料センター」についての検討・意思決定の組織について

(1) 具体的な整備計画について、現在、県のどのような組織において検討がなされていますか。

(回答)

「新県立図書館整備基本方針」(以下「整備基本方針」という)や「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」(仮称)整備基本計画(以下「整備基本計画」という)等の策定に際して、下記の会議等において有識者及び関係者の意見をいただきながら検討を行ってきております。

- ・長崎県立図書館在り方懇話会(平成18年6月～平成19年3月)
- ・長崎県立図書館再整備検討会議(平成22年2月～平成23年3月)
- ・新図書館整備に関する関係機関連絡会議(平成25年8月～平成26年5月)
- ・「整備基本計画」策定のための専門家会議(平成25年11月～平成26年2月)
- ・アーバンデザイン専門家会議(平成30年5月～)
- ・県立図書館郷土資料センター(仮称)整備に係る関係課長連絡調整会議(平成30年10月～)

(2) 検討プロセスに県民が参加するための手段として、どのようなものが確保されていますか。

(回答)

「整備基本計画」の策定の際には、平成26年3月から4月にパブリックコメントを実施するなど、広く県民からご意見をいただいていたところですが、今後とも、適宜、県民の皆様には整備進捗状況を広くお知らせしていきながら、「県民市民と共に創る図書館」を目指して参ります。

(3) 機能・役割について、関係者や有識者・専門家による検討機関や、必要な助言・提言などの意見を聞く機会を設ける予定はありますか。

(回答)

これまでも、様々な有識者や専門家にご意見を伺いながら「整備基本方針」や「整備基本計画」を策定し、これに基づき進めてきたところです。今後とも、進捗状況については、関係者へ適宜情報提供を行いながら整備を進めて参ります。

(4) 他都道府県の同様の取り組みの状況について、どの程度調査されていますか。

(回答)

図書館法に基づく郷土資料を専門的に取り扱う「図書館」としては、全国的にもあまり例がありませんが、参考となる事例があれば検討してまいります。

2. 「郷土資料センター」における資料の収集について

- (1) 長崎の近現代（明治期以降）に関する歴史的価値をもった資料の収集について、「郷土資料センター」としてどのような取り組みを予定・計画されていますか。「県民への啓発」といった内容以上の、具体的な回答を求めます。

(回答)

これまでも時代区分なく、長崎県に関する図書、雑誌、新聞等を幅広く収集してきたところです。郷土資料センター整備後もこれまでと同様に、図書館として積極的な収集を行っていく予定です。

- (2) 収集対象となる資料は、どのような形態のものですか。出版・刊行されている図書・印刷物以外に、文書・記録類を中心とした歴史資料（小冊子、パンフレット、チラシ・ビラ、原稿、日記、手帳、手書きのメモ、書簡・はがき、物品、写真など）を、幅広く収集する予定はありますか（「整備基本計画」で具体的に挙げられているのは、「映像等資料」のみです）。

(回答)

郷土資料センターとしては、図書館法に基づく、長崎に関する郷土資料を専門的に取り扱う「図書館」として、資料（団体、個人により出版・刊行された資料等）の収集を行ってまいります。

個人の日記や書簡等については、「長崎ゆかりの文学」に関する資料の取り扱いを定めており、明治期以降の近現代文学全般を対象とし、下記のいずれかに該当する文学者直筆の原稿、書簡、色紙、短冊、日記、署名入りの資料、写真、愛用品等を「長崎ゆかりの文学資料収集会議」での協議を経て幅広く収集しております。

- ① 長崎県が出身地である文学者
- ② 長崎県内に一定期間在住したことがある文学者
- ③ 長崎県を題材とした作品があり、特に長崎県に関係の深い文学者
- ④ 長崎県を舞台とした作品

なお、映像等資料については、整備基本計画に基づき、「再び撮影や録音ができない貴重な価値を有する資料」として特に収集していくこととしております。（著作権等の承諾が得られたものに限る）

個人の日記・書簡等の歴史的資料の収集に関して今後の取扱いについては、歴史的価値の評価方法や収集・保存方法、県民への情報提供方法などの課題があると考えられ、図書館法、博物館法等に基づく各関係機関における機能を踏まえた役割分担が必要と考えております。

(3) 「整備基本計画」にある、「長崎学をはじめとする県内各地域の歴史や文化の研究活動」の想定する時期的な範囲を教えてください。一般の刊行物や公開講座等で確認できる限り、「長崎学」で扱われている時期は、近代以前に集中しているように思われますが、それ以降の時期の資料について積極的な収集を検討されていますか。

(回答)

(1) でも回答したとおり、これまでも時代区分など限定することなく、長崎県に関する図書、雑誌、新聞等を幅広く収集してきたところですが、今後も引き続き長崎県に関する図書、雑誌、新聞等の刊行物の積極的な収集を行っていく予定です。

3. 「郷土資料センター」の運営について

- (1) 「郷土資料センター」に、アーカイブの専門知識を持った正規職員を配置する予定はありますか。

(回答)

郷土資料センターは研究機関やアーカイブズではなく、図書館法に基づく、長崎に関する郷土資料を専門的に取り扱う図書館であり、いわゆる公文書館や文書館のアーキビストとしての職員の配置は難しいと考えています。

- (2) センター運営のための年間予算規模は、どの程度を想定されていますか。

(回答)

検討中です。

- (3) センターの運営について、指定管理者を導入する予定はありますか。

(回答)

整備基本方針に基づき、図書館サービスの根幹に係る業務は直営とし、その他の業務は外部委託することで検討しております。

- (4) 「整備基本計画」では、隣接する長崎歴史文化博物館との「連携」がうたわれていますが、施設整備に関しては、両施設を分離する構想があるとも伝えられています。施設整備のハード面、両施設に所蔵される資料利用というソフト面の各々について、どのような「連携」を図る予定ですか。

(回答)

これまで、レファレンスサービスについては、それぞれの所蔵資料を用いて、両館の役割分担のもと行ってきました。

今後も、図書館と博物館、それぞれの役割と機能を踏まえ、資料の収集、保存及びレファレンスサービスを行うことによりソフト面の連携を深めていきます。

具体的には、これまで、資料に記載された内容の時代区分により、明治期以前の資料については、平成17年度に県立長崎図書館から長崎歴史文化博物館へ移管し、博物館で所蔵していますが、今後は、そのうちの刊本を郷土資料センターへ再移管を進めることとしています。これにより、時代区分のない一貫した図書、雑誌等の検索や提供が可能となり、利用者の利便性向上が図られることになると考えています。

4. 「郷土資料センター」に併設される「公文書コーナー」について

- (1) 公文書の収集・選別・保存の機能や権限を持たせる予定はありますか。あるとすれば、それはどのようなものでしょうか。具体的にお聞かせください。

(回答)

現在、歴史的文書の収集・選別・保存については、「歴史的文書等の収集及び保存に関する要領」に基づき、総務文書課及び関係する課・室の長及び地方機関の長が行っており、今後も継続することとしております。

- (2) 人員はどのように配置する予定ですか。「公文書コーナー」のための職員を県の別の部署から派遣するのか、それとも、「郷土資料センター」の職員が兼務する形になりますか。また、何名程度を配置する予定ですか。

(回答)

郷土資料センター内に設置されることから、利用者の利便性を高めるため、郷土資料センター職員の兼務を考えており、教育庁と協議することとしております。

- (3) 利用者による資料のアクセスはどのような形態を想定されていますか。1件ごとに情報公開請求をさせる形か、あるいは、他都道府県の公文書館のように、簡易な利用申請に応じて公開を認める形ですか。

(回答)

公文書コーナーはより広く県民の利用に供されることが望ましいことから個人情報保護等の制約がないものについては、他都道府県の公文書館と同じように簡易な閲覧・利用手続きにより歴史的文書を公開できるよう検討を進めてまいります。

- (4) 2018年度に告示された高等学校地理歴史科の「歴史総合」と「日本史探究」の学習指導要領では、公文書館などについて、「調査・見学したりするなど、具体的に学ぶよう指導を工夫すること。その際歴史に関わる諸資料を整理・保存することの意味や意義に気づくようにすること」と定めています。このような教育活動を求められている学校との連携を進めていくための具体策として、どのような取り組みをお考えですか。

(回答)

高等学校の「歴史総合」と「日本史探究」の学習指導要領は令和4年度から実施と伺っておりますので、教育庁等と連携し、教育活動における公文書コーナーの活用について検討を進めてまいります。

- (5) 長崎県では、2000 年度に「歴史的文書（歴史的文化的価値を有すると認められた公文書）等の収集及び保存に関する要領」を定めていますが、今後、公文書管理に関する条例を制定する予定はありますか。その予定がない場合は、その理由をお聞かせください。

(回答)

本県においては、「長崎県文書取扱規程」や「歴史的文書等の収集及び保存に関する要領」等に基づき適正かつ効率的な公文書管理に努めているところです。

しかし、近年では行政を取り巻く環境変化に対応した公文書管理へと見直しを図っていく必要性が高まっていることから、現時点では、条例の制定までは考えておりませんが、具体的な取組を進めていく中で、どのような形式の定め方がふさわしいのかを検討してまいります。

- (6) 上記要領の第3条に「廃棄が決定した文書については、関係する課・室の長及び地方機関の長は、次条に規定する収集基準に基づき、歴史的文書を選別・収集しなければならない」とあります。この要領に基づき、2000 年度以降、長崎県において選別・収集された歴史的文書について、①年度ごと、②県の各部局・委員会など組織別の件数をお教えください。また、選別・収集された文書に関する目録の整備・公開状況についてもお教えください。

(回答)

現在、令和3年度の公文書コーナーの開設に向け、歴史的文書の選別、収集及び目録の整理作業を進めているところです。完了次第、公開を行う予定としております。

- (7) 上記要領に基づいて選別・収集された文書は、現在、どこに保管されていますか。各保管場所について、文書収容にかかる部分の面積（空きスペースを含む）がどのくらいあるか、空きスペースの面積が現在どのくらいあるかについてもお教えください。また、中長期的にみると、公文書の保管場所が満杯になる事態が予想されます。保管場所の増設など、今度の見通しについてどのようにお考えですか。

(回答)

現在、長崎市鳴滝の鳴滝高校敷地内にある職員能力開発センターの1階部分を鳴滝書庫として整備し、歴史的文書を保管しています。

なお、公文書コーナー開設後の歴史的文書の保管場所については、郷土資料センターの1階書庫に約110㎡を確保しており中長期的に見ても十分に対応できると考えています。

(8) 県内各市町が現在保有する公文書から上記要領の場合と同様に生まれてくると考えられる市町の「歴史的文書」を、県の「公文書コーナー」として収集・受け入れを行う予定はありますか。

(回答)

市町の公文書は市町の責任と権限の下、管理・保有すべきものです。市町から歴史的文書の保存・公開等について相談があれば、助言をしたいと考えています。

5. 旧郷土資料（植木家資料、福田須磨子氏旧蔵資料など）の状況について

- (1) 旧県立図書館閉鎖以前において、旧郷土資料の各コレクションについて、1年あたりの利用者数の推移をお教えください。

(回答)

令和元年度（7月から11月末現在）の利用数は、植木家資料は86件です。福田須磨子氏資料については、今年度の利用はありませんが、毎年、原爆の日の時期には図書館内での展示を行っております。また、一般利用者への閲覧提供や原爆関係研究者への貸出しを行っています。

なお、平成30年度以前の資料群毎の個別利用件数は、記録が残っていないため不明です。

- (2) 現在提供されているOPACでの検索サービス以外に、コレクションごとの目録を作成し、一般の利用に供する予定はありますか。

(回答)

OPACでの検索により資料群（植木家資料、福田須磨子氏旧蔵資料など）毎の抽出が可能であるため、個別の目録を作成する予定はありません。